

は区役所からののお知らせです。

ピンチをチャンスへ 大正区でも食の支援が広がっています ～フードドライブ～

大正区社会福祉協議会では、毎年地域交流イベントとして「きらめきパーティー」を開催し、4年前よりこのイベントでフードドライブの取り組みを実施してきました。

フードドライブとは、買い置きしていたけど期限内に食べないと思う食品や、いただいたものを使わないと思う食品などご家庭に眠っている食品をお持ちいただき、食にお困りの方や、地域子ども食堂などにお渡しさせていただく活動です。

大正区でも少しずつ広がり、個人の方はもちろん、企業や団体の方々からもご寄付をいただくようになりました。今回、フードドライブにご寄付いただいた食品などを、新型コロナウイルスの影響で食生活に不安を感じている方(世帯)に対し8月21日より1週間、支援を実施さ

せていただきました。

同時に生活困窮者自立支援窓口の出張相談会も実施し、食以外のお困りごとの相談もお聞きする機会となりました。

フードドライブは、区役所1階の自立相談支援窓口「インコス大正」(☎4394-9925)で随時受付しております。「もったいない」を「ありがとう」に変えるフードドライブの活動に今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

大正区社会福祉協議会
事務局長

ひろせ ゆか
廣瀬 有香

問合せ

大正区社会福祉協議会
(区役所1階「インコス大正」) ☎ 4394-9925



暮らし・各種手続き

大正区空家相談員による 空家に関する個別相談会

空家の管理や活用の方法、相続の方法など、空家にまつわるご相談に個別に対応いたします。当日、司法書士の空家相談員もおりますので、この機会にお気軽にご相談ください。

日時 10月28日(木) 18:00～21:00

場所 株式会社 藤井組 大正会館
2階 第4、5会議室

受付 大正区役所 4階40番
政策推進課地域グループ

対象 大正区内で空家を所有している方、
空家でお困りの方など

※相談時間は1人(1組)30分程度でお願いします。

問合せ 地域 4階40番 ☎ 4394-9962

国民健康保険被保険者証 (保険証)を更新します

11月1日に国民健康保険被保険者証(以下、「保険証」という)を更新するため、**新しい保険証(水色)**を10月中に**転送不要の簡易書留郵便**で送付します。配達時にご不在の場合は、投函された「郵便物等ご不在等連絡票」に書かれた方法でお受け取りください。また、10月中に届かない場合や、郵便局の保管期限が過ぎた場合、保険証の記載内容に変更がある場合は、「郵便物等ご不在等連絡票」(お持ちの方)、本人確認資料、今お持ちの**保険証(桃色)**を持って、保険年金担当までお越しください。

なお、10月31日までに75歳になられる方には、すでに後期高齢者医療被保険者証(桃色、ハガキサイズ)を送付しています。

他の健康保険に加入した場合は届出を!

国民健康保険から、就職や扶養認定等により職場の健康保険(社会保険等)に加入された方は、国民健康保険の資格喪失の届出が必要です。手続きをされない場合、国民健康保険料がかかり続け、社会保険の保険料との二重払いになりますので、必ず届出をお願いいたします。

問合せ 保険 2階20番 ☎ 4394-9956

令和3年度 大正区 総合防災訓練を実施します

南海トラフ巨大地震に伴う津波被害を想定し、区役所と地域、災害時避難所となる小中学校及び、警察、消防等の防災関係機関が連携して行う「大正区総合防災訓練」を実施します。区SNS等による情報発信訓練を行います。

日時 11月7日(日) 9:00～11:30

※中止する場合は各地域等へ別途連絡します。

問合せ 防災 4階41番 ☎ 4394-9958

市税の納期限のお知らせ

個人市・府民税(普通徴収分)第3期分の
納期限は11月1日(月)です

新型コロナの影響などにより、予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる場合は納期限までに申請することで減額・免除されることがあります。また、同様の理由により納期限までの納付が困難な場合につきましても、令和3年1月1日現在、大正区にお住まいの方は、弁天町市税事務所へご相談ください。令和3年1月1日現在、大正区以外にお住まいの方は、その時にお住まいの区を担当する市税事務所へご相談ください。

問合せ 弁天町市税事務所 市民税等グループ
(個人市民税担当) ☎ 4395-2953

※問合せ可能日時 平日9:00～17:30
(金曜日は9:00～19:00)

生活保護の不正受給をなくすために

大正区役所では、生活保護行政に対する区民の皆さんの信頼を得るため、積極的に生活保護の適正化の取り組みを進めています。生活保護を受けた場合、自動車及びバイクの所有は、財産の所有となるため原則認められていません。また、自動車及びバイクを運転することも原則認められていません。

区民の皆さんからの通報などで、自動車及びバイクの所有・使用が疑われる場合は、追跡調査を行います。発見した場合は指導・指示を行い、その指示に従わなかった場合は、生活保護の停止・廃止などの処分を行っています。

これからも生活保護の適正実施に努めますので、区民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問合せ 生活支援 1階10番 ☎ 4394-9798

子育て・教育

医療証を更新します

障がい者医療証、子ども医療証、ひとり親家庭医療証を更新します。障がい者医療証は**オレンジ色からうぐいす色**へ、ひとり親家庭医療証は**桃色からあさぎ色**へ変わります。(子ども医療証は色の変更はありません。)資格要件を満たす方には、10月下旬に新しい医療証をお送りします。現在、お持ちの医療証は11月1日から使えなくなりますので、10月末までに新しい医療証が届かない場合はご連絡ください。

※**子ども医療証については、有効期限が令和3年10月31日までの方が更新対象です。それ以外の方は引き続きご利用ください。**

問合せ 【障がい者医療証】
福祉 3階35番 ☎ 4394-9857

【子ども医療証・ひとり親家庭医療証】
子ども・教育 3階33番 ☎ 4394-9914

第2回 学校協議会が開催されます

学校協議会とは、保護者や地域住民などの学校運営への参加を促進し、開かれた学校運営を実現し、より良い学校教育を推進することを目的にすべての学校園に必ず置くこととされた組織です。

各学校協議会では、年3回の定例会が予定されており、第2回は概ね10～12月に開催され、学校園の「運営に関する計画」の中間評価について校長からの説明を受け、中間評価を行います。学校協議会は傍聴できますので、日程等については各学校園のホームページでご確認ください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催方法や傍聴の可否については変更となる場合があります。

問合せ 子ども・教育 3階34番 ☎ 4394-9980

以下は広告スペースです。広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。

